

給与支払報告 にかかると給与所得者異動届出書 就職の記載例
 特別徴収

※ 処理 事項	1. 現年度	2. 新年度

【1】異動があった場合は、すみやかに提出してください。
 ※税額変更通知書は、届出を受理した翌月中旬に発送しますので、特別徴収の開始月は余裕を持ってご記入ください。

4年 9月 20日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1丁目1番地										特別徴収義務者 指定番号	6500001						
魚津市長あて		名称	魚津工業(株)										宛番号	1						
		代表者の 氏名	魚津 一郎										担当者	係	人事係	氏名	富山 花子			
	法人番号 又は個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	9	8	7	6	担当者	電話	0765-23-1009			
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動事由		(ウ)の未徴収税額の 徴収方法		異動年月日											
フリガナ	タテヤマ イチロウ				1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 育児休業 5. 死亡 6. 会社解散 7. 徴収方法変更 8. 就職 9. その他		① 特別徴収 a. 継続 → [3]欄へ b. 開始 10 月分から		4年 9月 15日											
氏名	立山 一郎 (旧姓) 明大 50年 1月 1日生 昭平				月分から 月分まで		普通徴収切替期別		普通徴収 3 期から切替希望											
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3						2. 一括徴収 → [2]欄へ (退職時に全額徴収)		※納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。											
旧住所	(1月1日現在の住所を必ず記入願います) 魚津市中央通り1番						3. 普通徴収 → [2]欄へ (本人が納付)													
現住所	☑ 同上 不明																			

【2】未徴収税額〔1〕欄の(ウ)について、一括徴収または普通徴収する場合は、記入してください。
 ※1月1日から4月30日の期間に退職される場合は、本人の申出がない場合でも残税額を一括徴収することが義務づけられています。

1. 一括徴収する場合	給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額	左記徴収予定額は下記分で納入します。
	月 日	円	月分 (月10日納期分)
2. 一括徴収できない場合	理由	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記ウ)の額を超える退職金などの支払がないため	

備考欄

【3】転勤等による特別徴収届出書
 ※転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先で〔1〕の欄を記入し、新勤務先へ回送願います。新勤務先では、〔3〕の欄を記入し送付してください。

月割額	円	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	新規			
月分から徴収し 納入します。			名称		法人番号 又は個人番号				
受給者番号			代表者の 職氏名印		担当者	係	氏名		
給与支払方法及びその期日		払込を希望する金融機関 の所在地及び名称			電話				

ご注意
 特別徴収の税額切替は、本人ができる納税額を、納期限を過ぎない普通徴収税額に限り、第四期・一月末までに納税してください。